

## 警察からのひとこと 薬物の危険性 \ 大麻みんな知らない本当の怖さ /

近年、若者を中心とした大麻の乱用拡大が問題になっています。「大麻は他の薬物より安全、害がない」などの誤った情報をうのみにして、軽い気持ちで大麻に手を出すことが大変危険であることを知っておきましょう。

### 大麻による悪影響

**脳への影響** 時間や空間のゆがみ、情緒不安定、知的機能の低下

**依存症** 大麻よりも毒性の強い薬物に手を出す例が多いことから、大麻は「ゲートウェイドラッグ」と言われています

**暴力団の資金源** 大麻を乱用することで、社会の安全に悪影響を与えてしまいます

### 相談機関

手遅れになる前に  
ご相談を！

子ども総合センター(児童相談所)

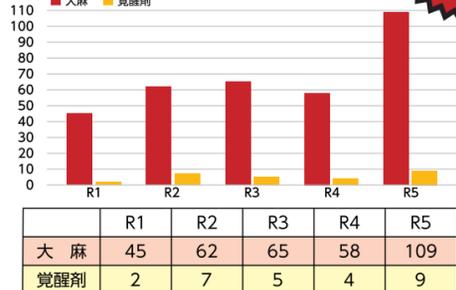
TEL 093-881-4556 (月～金 8:30～17:15)

北九州少年サポートセンター

TEL 093-881-7830 (月～金 9:00～17:45)

大麻・覚醒剤の乱用により  
検挙補導された少年(福岡県)

増加する少年の大麻乱用



法律でも  
厳しく  
処罰されます

24時間子ども相談ホットライン

TEL 093-881-4152 (年中無休・24時間)

法務少年支援センターこくら「こころの相談室」

TEL 093-963-2156 (月～金 9:00～17:00)

## スマホ・ケータイ利用の危険性

【動画】  
トゥルー・ストーリーズ  
被害編「晒されたワタシ」



福岡県警察から  
のお知らせ

福岡県警察少年課では、生徒の危機意識及び規範意識を醸成するために、教育委員会等と協働して、非行や被害の実例をもとに生徒がネットの危険性や特性を学ぶことができる啓発DVD教材を制作しています。DVDの動画は県警ホームページに掲載しています。



「生徒のネット非行及び犯罪被害を防止するために」

<https://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html>

福岡県警察少年課

検索

### 少年の特殊詐欺加担防止

闇バイトは犯罪です！一度加担してしまうと逮捕されるまで抜け出せません

特殊詐欺に加担して検挙される少年が依然として後を絶ちません。遊興費欲しさにSNS上での高額収入をうたった「闇バイト」の募集に応じたり、先輩や知人等の誘いを断れず、「受け子」と呼ばれる現金やキャッシュカードの受取役や「出し子」と呼ばれる現金の引出役として、首謀者等に利用されています。

このような誘い文句には要注意!! #闇バイト #受け #出し #運び #叩き

「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みやその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称(オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺など)。



### 専門機関連絡先等

■インターネット上の違法・有害情報などの相談窓口

違法・有害情報相談センター(業務委託元:総務省)

<https://ihaho.jp/>

■架空請求や不当請求などの消費トラブルの相談

北九州市消費生活センター  
戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた

TEL 093-861-0999

相談時間:月～土(9:00～16:45、第3土曜日は13:00まで)

■インターネット上の人権侵害に関する相談窓口

法務局の人権相談窓口(みんなの人権110番)

TEL 0570-003-110

■インターネット上の違法・有害情報の通報窓口

インターネット・ホットラインセンター(業務委託元:警察庁)

<https://www.internethotline.jp/>

セーフライン(一般社団法人セーフアーインターネット協会)

# 薬物乱用は「ダメ。ゼツタイ。」

幻覚・幻聴、運動機能や内臓機能が低下し、命を落とすことも。

感情のコントロールが出来なくなり、家族や友達も傷つけます。



自分の力では  
止められない!  
たった1回の  
使用が破滅へ

10代・20代の  
若者を中心に  
大麻の検挙率が  
増加中!

# スマホ・ネット社会の危険

ネットは  
基本  
自己責任!!

しっかり  
学ぼう!  
ネット社会に  
ひそむ危険



あなたの言動一つ  
一つに責任を持って、  
インターネットを  
安全に利用しましょう。

福岡県警察本部少年課が  
制作した啓発動画の紹介

児童のネット犯罪  
被害防止啓発動画①  
～SNSの落とし穴



<https://youtu.be/KJBUa8diuoQ?si=avUN50X9jwjnH2Jz>

# 薬物の危険性

薬物の危険性は常に身近にあります。あなたは友達や知り合いに誘われたらどうしますか？



出典:厚生労働省ホームページ

もし誘われたら

困ったなあ！

1回だけなら平気だって！友達でしょ？

「断る」「逃げる」などして、自分の身を守る

一人で悩まず、家族や友人に相談する

## 保護者のみなさまへ

子どものまわりには危険がいっぱいです！

今の子どもはスマートフォンやパソコンが身近にあり、インターネットを通じて危険な薬物を簡単に入手できてしまいます。日頃から子どもたちの行動について、保護者が注意して見ることが必要です。

薬物乱用の危険は、非行傾向のある子どもだけの問題ではありません

「友人の誘いを断れない」「やせる薬だとだまされて」などで巻き込まれることもあります。いざという時、対人関係に亀裂が入ることを恐れず「ダメなものダメ」と断れるよう、子どもたちの「自分を大切に思える心」「一度くらいなら」の好奇心に打ち勝つ心「悪い誘いを寄せ付けない、誘われても断れる強い心」を家庭や地域で育てていくことが大切です。

## 子どもを薬物の被害から守るためのポイント

### 1 親子で対話していますか

家庭での対話の中で、違法薬物に関する正しい知識を伝えましょう。家族そろって食事をするなど、日頃から子どもが悩みを話せるような環境づくりにつとめましょう。

### 2 子どもの様子に気づけますか

友達関係の悩み、遅い帰宅、急激な体重減、使途不明の金銭を欲しがるといった子どもの様子に注意深く見守ってください。

### 3 フィルタリングを設定していますか

違法薬物を販売しているサイトや、知らない人と繋がる可能性があります。危険から子どもたちを守るために、スマホを持たせるなら、フィルタリングは必要です。

### 4 対処法

「やりたくない」とはっきり伝える、その場から離れるなど、違法薬物を勧められた時の対処法について子どもと一緒に考えましょう。

医薬品の使用法は守りましょう！

医薬品も間違った使い方は乱用になります。医師から処方された薬や市販薬を用法・用量を守らずに過量摂取(オーバードーズ)すると、健康被害を引き起こしたり、やめられなくなるなど、薬物依存になる恐れがあります。オーバードーズの影響で肝障害が起こったり、最悪の場合は心肺停止で死亡したりする場合があります。

大麻類似成分食品に気を付けましょう！

昨年、指定薬物になる原因となりました「大麻グミ」をはじめ、グミやクッキー、チョコレート等の食品の中に、大麻類似物質が含まれているものを食すことで、嘔吐、めまい等の症状が現れ、救急搬送された事例が発生しています。見た目は菓子などの食品であっても、安易に購入せず、他人からもらった不審な食品は食べないようにしましょう。

## 啓発動画の紹介

福岡県保健医療介護部業務課が制作した大麻の誘いへの対処法を学ぶ啓発動画です。リリックビデオの手法を取り入れ、短時間(15秒×4本)で閲覧可能なのが特徴です。誘いを断るだけが手段ではありません。動画を参考に、大麻の誘いへの対処法について考えてみましょう。

### 「はっきりと断った」篇



・Refuse(断る)がテーマです。  
・自分を主語にして気持ちを伝えるI(アイ)メッセージで伝えることが大切です。  
・断り方に迷いがあると相手からより介入されることもあるので、はっきりと断りましょう。

### 「自分の気持ちをまっすぐ伝えた」篇



・Explain(伝える)がテーマです。  
・相手を批判することなく自分のありのままの気持ちを伝えることが大切です。  
・相手と向き合い、真摯に伝えることも対処法です。

### 「話題を変えて危険を避けた」篇



・Avoid(避ける)がテーマです。  
・避け方は様々で、色々な手法があります。  
・今回は身近な人から誘われる場面を想定していますが、大麻の誘いがありそうな場所を避けることも大切です。

### 「その場から立ち去った」篇



・Leave(立ち去る)がテーマです。  
・その場から立ち去るのも誘いに対する対処法の一つです。  
・危ない状況にあると感じたら立ち去りましょう。

YouTubeチャンネル  
[No Drugs Fukuoka]

URL: <https://www.no-drugs-fukuoka.jp/>

# スマホ・ケータイ利用の危険性

知らなかったではすまない? 写真や動画の撮影

18歳未満のこどもの裸や性的な部位、下着が写っている写真や動画を撮影(盗撮)したり、「イヤ」と言っているのにむりやり撮影したりする行為は、「児童ポルノ製造罪」や「撮影罪」にあたります。また、裸や性的な部位が写っている写真や動画を、グループLINEで共有や転送することで罪に問われることが!

インターネット上での炎上

無礼・不謹慎な発言、危険迷惑行為の公開、価値観の押し付けや否定などで非難が殺到し、収拾が付かなくなるケースが増えています。また著作権侵害や誹謗中傷の書き込みで訴えられることも。現実ではいけないことはインターネット上でもしてはいけないのです。

通信費、課金、不当請求などによる高額請求

長時間の利用やゲーム内課金による高額請求が問題になっています。また、有害サイトや危険なアプリのダウンロードによる不当請求などのトラブルも続出しています。スマホ・ケータイはフィルタリングやセキュリティ対策を施し、節度をもって利用しましょう。

性犯罪被害などに巻き込まれることも

インターネット上での交流をきっかけに騙されて裸の写真を送信させられたり、実際に会って性犯罪に巻き込まれたりするケースがあります。性別や年齢などの公開されている情報は真実とは限りません。

被害者にも加害者にもならない

## 保護者ができる3つのポイント

子どもにインターネットを利用させる際、保護者には見守る責任があります。青少年インターネット環境整備法第6条

POINT 1 インターネットを適切に利用させよう

正しく安全に利用できるよう、保護者もスマホ・ケータイについて学び、長時間利用していないか? 知らない人とのやりとりはないか? 誰かを傷つけていないか? など、利用状況をこまめにチェックしましょう。

POINT 2 フィルタリングなどを設定しよう

フィルタリングやセキュリティ対策で、子どもが危険な目に遭うリスクを減らせます。子どもの成長に応じたフィルタリングを利用して、上手に子どもの安全を守りましょう。

POINT 3 家庭のルールを一緒につくろう

初めてスマホ・ケータイを持たせる時が肝心です。節度をもって利用させる為に、ご家庭のルールをつくりましょう。また、子どもの成長に合わせてルールの変更を検討しましょう。

- ルール例
- 長時間利用しない
  - ゲーム内課金をしない
  - 自分や友だちの個人情報や写真を掲載しない
  - ながらスマホをしない
  - 人が嫌がることをしない
  - 困った時は保護者に相談する

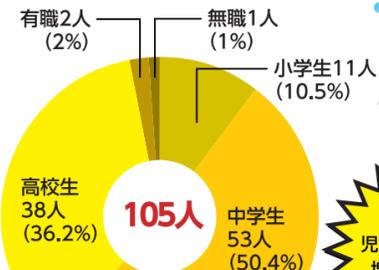
## 福岡県警察からのお知らせ ネット犯罪被害～あなたのお子さんは大丈夫ですか?～

### 子供の性被害防止

スマートフォン等の普及により、中学生・高校生だけでなく、小学校高学年の児童にもインターネットの利用が広まっており、児童買春や児童ポルノなどSNSに起因する事犯の被害児童数は高い水準で推移しています。被害児童の投稿内容は「友達募集」「趣味・嗜好」「プロフィールのみ」など、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくい投稿が半数以上を占めています。

- 県内の事例
- ◆県外居住の男が、ゲームアプリを通じて知り合った小学生女児をそそのかして、わいせつな姿を自撮りさせて、スマートフォンで送信させた
  - ◆県外居住の男が、SNSを通じて知り合った女子中学生と県内で会った後、男の自宅まで連れ去り、誘拐した。

### 被害児童の学識別



小学生の児童ポルノ被害が増加しています